

京都市老人短期入所施設条例を廃止する等の条例（令和6年3月29日京都市条例第77号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

1 本市が設置する老人短期入所施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を実施する施設として設置していますが、市内では老人短期入所事業を併設する特別養護老人ホームにおいて同様のサービスが実施されているほか、小規模多機能型居宅介護施設等により同等の事業が実施されており、稼働率が低下する等安定した運営の継続が困難となっています。そこで、より安定した運営を行うことができる特別養護老人ホームに転換し、当該特別養護老人ホームに併設して老人短期入所事業を行うこととするため、これを廃止することとします。

2 その他必要な規定を整備することとします。

この条例は、上記1については令和7年4月1日から、上記2については公布の日から施行することとしました。

京都市老人短期入所施設条例を廃止する等の条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第77号

京都市老人短期入所施設条例を廃止する等の条例

(京都市老人短期入所施設条例の廃止)

第1条 京都市老人短期入所施設条例は、廃止する。

(京都市老人短期入所施設条例の一部改正)

第2条 京都市老人短期入所施設条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「、老人短期入所施設」を削る。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護介護ケア推進課)